

特定非営利活動法人 奈良県防災士会会員規程

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人奈良県防災士会（以下、「本会」という）の会員が本会の運営および諸事業に対し有する権利および義務について定めたものである。

（性 格）

第2条 会員は、本会の定款に定められた目的と事業内容をよく理解し、財政面での支えとなるとともに、安全で安心な社会の実現に寄与するものとする。

（会員の種類）

第3条 会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、正会員は特定非営利活動法人日本防災士会に所属し、かつ所定の手続きを得て奈良県防災士会会員となった者とする。

2 賛助会員は、特定の知識・技能・経験は問わないものとする。但し、団体会員となる場合は当該団体の代表者または当該団体の三役のいずれかが正会員であることを条件とする。企業会員はこれを問わない。

（会 費）

第4条 定款附則6に基づき、会費は、次の通りとする。

(1) 正会員 2, 000円（本部会費を除く）

(2) 賛助会員（個人） 2, 000 円

(3) 賛助会員（団体） 20, 000円

(4) 賛助会員（企業） 20, 000円（1口）

2 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年分とする。ただし、毎年1月1日以降に入会し、その年の3月31日までに納入した会費は翌年度まで有効とする。

（会費の納入）

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初までに納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

2 当該年度の会費を翌年3月31日までに納入しなかった者は、定款第9条第3項

を適用するが事務処理上は休会とし、継続して2年以上会費を滞納した時はその資格を喪失する。

- 3 納入した会費は返還しない。

（役 割）

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は、総会への出席及び議決、事業活動への参加および支援
- (2) 賛助会員は、事業活動への参加および支援

- 2 会員は、本会が定める会員の倫理規定を遵守しなければならない。

（特 典）

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料、情報等の優先的配布を受けることができる。

- 2 会員は、この法人が開催する行事、訓練等に優先的に参加することができる。
- 3 会員は、この法人の頒布品を会員価格で購入することができる。

（規程の変更）

第8条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

（実 施）

第9条 この規程は平成27年5月24日より実施する。